（第３号様式）

　　年　　月　　日

誓約書

横　浜　市　長

所在地

法人名

代表者

横浜市指定調査機関指定申請書を提出するにあたって、次の事項が遵守されていることを誓約します。

１　次の各号のいずれにも該当しないこと。

(1) 申請者が法人でない。

(2) 申請者が、調査事務を公正かつ適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合していない。

(3) 申請者の役員又は法人の種類に応じて厚生労働省令で定める構成員若しくは職員の構成が調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある。

(4) 前号に定めるもののほか、申請者が、調査事務が不公正になるおそれがないものとして次の基準に適合していない。

　ア　指定を受けようとする者が調査を行おうとする介護サービスを自ら提供していない。

イ　調査事務に関する事業に係る経理は、他の事業の経理と区分して行うものである。

ウ　上記に掲げるほか、指定を受けようとする者の行う他の事業が調査事務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれのない。

(5) 申請者が、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者である。

(6) 申請者が、指定調査機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者である。

(7) 申請者が、指定情報公表センターの指定を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者である。

(8) 申請者の役員のうちに、(5)に該当する者がある。

（裏面）

２　次の各号のいずれにも該当しないこと。

(1) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納している。

(2) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていない。

(3) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中である。

(4) 地方自治法施行令第167条の４の規定により、本市における入札参加を制限されている。

(5) 書類提出時点において、横浜市指名停止等措置要綱第２条により本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）である。

(7) 労働基準監督署から是正勧告を受け、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みとなった日から起算して２年を経過していない。

３　次の規定を盛り込んだ運営規程を整備すること。

(1) 調査事務の運営内容について、毎年度公表する旨の規定

(2) 調査事務に関して知り得た事業所の秘密について、退職後も含め、調査事務に携わる役員及び職員以外の者に漏らしてはならない旨の規定

４　指定期間中は原則として、調査事務の実施が可能であること。

ただし、大幅な制度改正及び手数料の改定等、公表制度に関し自らの責めによらない事由により、収支及び人員配置に重大な支障を来す場合は、この限りでない。

５　２(6)について、同条例第７条に基づき、代表者又は役員が暴力団員等と密接な関係を有していないことを確認するため、本件申請により提出した名簿に記載された情報を神奈川県警察に照会すること及び名簿に記載されたすべての役員に同趣旨を説明し、同意を得ていること。

６　本件指定申請について、法人における正式な意思決定がなされていること。

７　横浜市指定調査機関指定申請書及びその添付書類に虚偽の記載がないこと。

なお、当該誓約に違反があった場合は、それまで申請者が費やした費用を賠償することなしに、申請者に対し、市が一方的に指定を取消す権利を有すること。